

# SMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

## 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：16兆4,307億円

(資本金、運用純資産総額は2025年5月30日現在)

■ 照会先



## 三井住友トラスト・アセットマネジメント



ホームページ：<https://www.smtam.jp/>



フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



### SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

## 三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   |         |
|---------|--------|-------------------|---------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類    |
| 追加型投信   | 海外     | 株式                | インデックス型 |

| 属性区分       |      |        |           |       |                                      |
|------------|------|--------|-----------|-------|--------------------------------------|
| 投資対象資産     | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態      | 為替ヘッジ | 対象インデックス                             |
| その他資産((注)) | 年1回  | 北米     | ファミリーファンド | なし    | その他(ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(配当込み、円ベース)) |

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

| ESG分類        |
|--------------|
| ESG投信ではありません |

この目論見書により行うSMTAMダウ・ジョーンズ インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月18日に関東財務局長に提出しており、2025年7月19日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



# ファンドの目的・特色



## ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)に採用されている米国的主要な株式30銘柄への投資を行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(配当込み、円ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。

**ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)とは**

ダウ・ジョーンズ工業株価平均とは、S&P Dow Jones Indicesが米国を代表する優良30銘柄を選出し、指数化したもので、1896年に12種平均株価として誕生し、現在では米国株式の値動きを示す代表的な株価指数として知られ、日本では「ダウ平均」、「NYダウ」、「ダウ工業株30種」などと呼ばれています。

「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。

NYダウ採用銘柄(2025年5月末現在)

| 銘柄                    | 業種                    | 構成比率 (%) | 銘柄               | 業種                    | 構成比率 (%) |
|-----------------------|-----------------------|----------|------------------|-----------------------|----------|
| ゴールドマン・サックス・グループ      | 金融サービス                | 8.7      | ボーイング            | 資本財                   | 3.0      |
| マイクロソフト               | ソフトウェア・サービス           | 6.7      | アマゾン・ドット・コム      | 一般消費財・サービス流通・小売り      | 3.0      |
| ホーム・デポ                | 一般消費財・サービス流通・小売り      | 5.4      | アップル             | テクノロジー・ハードウェアおよび機器    | 2.9      |
| ビザ                    | 金融サービス                | 5.3      | プロクター・アンド・ギャンブル  | 家庭用品・パーソナル用品          | 2.5      |
| シャーウィン・ウィリアムズ         | 素材                    | 5.2      | ジョンソン・エンド・ジョンソン  | 医薬品・バイオテクノロジー・ライサイエンス | 2.3      |
| キャピトラ                 | 資本財                   | 5.1      | 3M               | 資本財                   | 2.2      |
| マクドナルド                | 消費者サービス               | 4.6      | シェブロン            | エネルギー                 | 2.0      |
| ユナイテッドヘルス・グループ        | ヘルスケア機器・サービス          | 4.4      | エヌビディア           | 半導体・半導体製造装置           | 2.0      |
| アメリカン・エキスプレス          | 金融サービス                | 4.3      | ウォルト・ディズニー・カンパニー | メディア・娯楽               | 1.6      |
| アムジェン                 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライサイエンス | 4.2      | ウォルマート           | 生活必需品流通・小売り           | 1.4      |
| トラベラーズ                | 保険                    | 4.0      | メルク              | 医薬品・バイオテクノロジー・ライサイエンス | 1.1      |
| セーレスフォース              | ソフトウェア・サービス           | 3.9      | コカ・コーラ           | 食品・飲料・タバコ             | 1.0      |
| JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー | 銀行                    | 3.8      | シスコシステムズ         | テクノロジー・ハードウェアおよび機器    | 0.9      |
| IBM                   | ソフトウェア・サービス           | 3.8      | ナイキ              | 耐久消費財・アパレル            | 0.9      |
| ハネウェル・インターナショナル       | 資本財                   | 3.3      | ペライアン・コミュニケーションズ | 電気通信サービス              | 0.6      |

\*業種はGICS(世界産業分類基準)に基づきます。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

NYダウの過去の推移

2015年5月末～2025年5月末



(出所) S&P Dow Jones Indices LLC及びBloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

\*NYダウ(ドルベース)、NYダウ(配当込み、円ベース)は2015年5月末を10,000として指数化

\*NYダウ(ドルベース)は、ファンドの評価基準にあわせ、前営業日のデータを表示しています。

\*上記は過去のベンチマークデータを基に作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

マザーファンドの投資プロセス

### 投資ユニバース

ダウ・ジョーンズ工業株価平均( NYダウ)に採用されている株式(採用予定の銘柄を含みます)

### ベンチマーク分析

ベンチマークを構成する個別銘柄のウェイト(株数)の算出

### ポートフォリオ分析

ポートフォリオとベンチマークの乖離状況等を把握

### 売買株数の算出

取引コスト等を勘案しつつ個別銘柄の等株数を維持すべく、売買株数を算出

### ポートフォリオ構築 キャッシュマネジメント

売買を行い、ポートフォリオを構築  
株価指数先物取引を活用し、先物を含む株式エクスポージャー比率を調整

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。



## ファンドの特色

### ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



### 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。  
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

### ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)について

「Dow Jones Industrial Average JPY (TTM) Index®」(「ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ベース)」)(以下「当インデックス」)は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's®及びS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、DJIA®、The Dow®、Dow Jones®及びDow Jones Industrial AverageはDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P又はそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって支援、保証、販売、又は販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの受益者又はいかなる一般人に対して、株式全般又は具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追隨するDow Jones Industrial Averageの能力に関して、明示又は黙示を問わず、いかなる表明又は保証もしません。Dow Jones Industrial Averageに関して、S&P Dow Jones Indicesと当社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indices又はそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、及び商標名のライセンス供与です。Dow Jones Industrial Averageは当社又は当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageの決定、構成又は計算において、当社又は当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格又は数量、あるいは当ファンドの新規設定又は販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、又は償還される計算式の決定又は計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、又は取引に関するいかなる義務又は責任も負いません。Dow Jones Industrial Averageに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。上記にかかるわざ、CME Group Inc.とその関連会社は、当社により現在設定・運用されている当ファンドに関連しませんが、当ファンドに類似又は競合する金融商品を独自に発行又は支援できるものとします。さらに、CME Group Inc.とその関連会社は、Dow Jones Industrial Averageのパフォーマンスに関連する金融商品を取りできるものとします。

S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Average又はその関連データ、あるいは口頭又は書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、又は完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる誤り、欠落又は中断に対して、いかなる義務又は責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的又は黙示的を問わず、いかなる保証もせず、Dow Jones Industrial Average又はそれに関連するデータの商品性、特定の目的又は使用への適合性、それらを使用することによって当社、当ファンドの受益者、又はその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間又は信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、又は派生的損害に対して、たとえその可能性について知られていたとしても、契約の記述、不法行為、又は厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと当社との間の契約又は取り決めの第三者受益者は存在しません。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

|         |  |
|---------|--|
| 株価変動リスク | 株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。                                      |
| 為替変動リスク | 為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。   |
| 信用リスク   | 有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドは、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ)(配当込み、円ベース)と連動する投資成果を目指として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

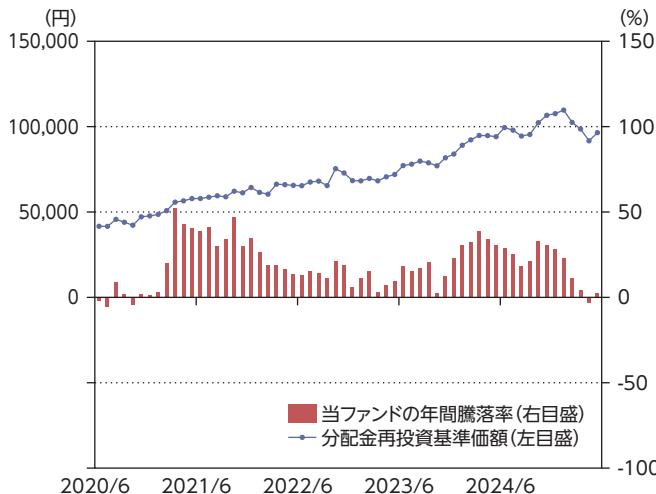
### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。



## [参考情報]

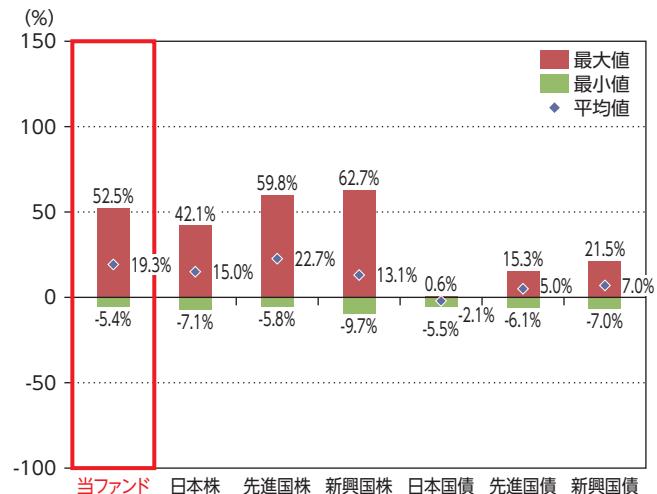
### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2020年6月～2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指標について

|   |  |
|---|--|
| <b>日本株</b><br>TOPIX(東証株価指数)(配当込み)   | TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標の指数值及び同指標に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利ノウハウ及び同指標に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指数值の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しててもJPXは責任を負いません。 |
| <b>先進国株</b><br>MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)                             | MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。   |
| <b>新興国株</b><br>MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース)                     | MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指標で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指標です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。   |
| <b>日本国債</b><br>NOMURA-BPI国債   | NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利率国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。  |
| <b>先進国債</b><br>FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)                              | FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦・販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。  |
| <b>新興国債</b><br>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッタ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) | 本指標は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.  |

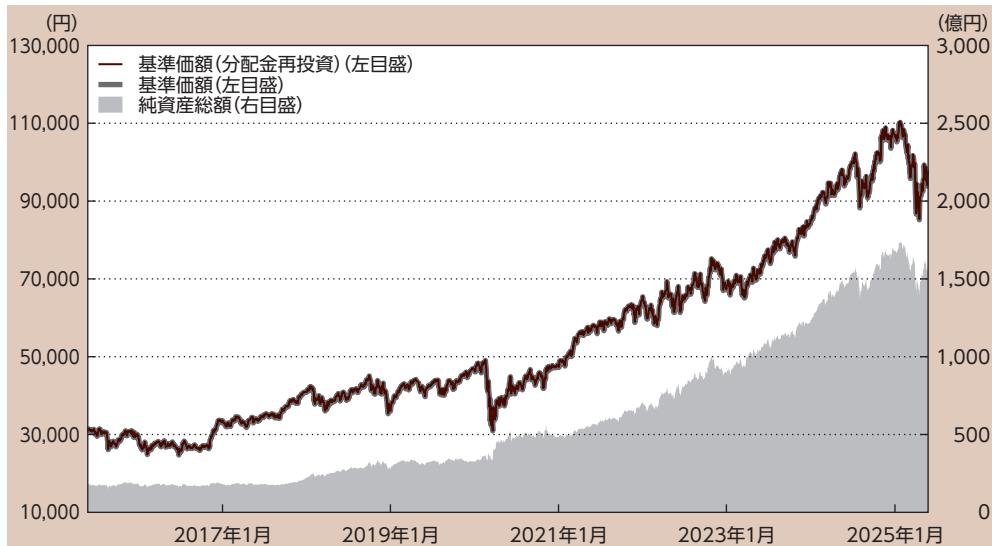
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。



# 運用実績

当初設定日：2009年4月30日  
作成基準日：2025年5月30日

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

|         |            |
|---------|------------|
| 基 準 価 額 | 96,223円    |
| 純資産総額   | 1,578.99億円 |

| 分配の推移         |     |
|---------------|-----|
| (1万口当たり、税引前)  |     |
| 決算期           | 分配金 |
| 2021年 4月      | 0円  |
| 2022年 4月      | 0円  |
| 2023年 4月      | 0円  |
| 2024年 4月      | 0円  |
| 2025年 4月      | 0円  |
| 設定来<br>分配金合計額 | 60円 |

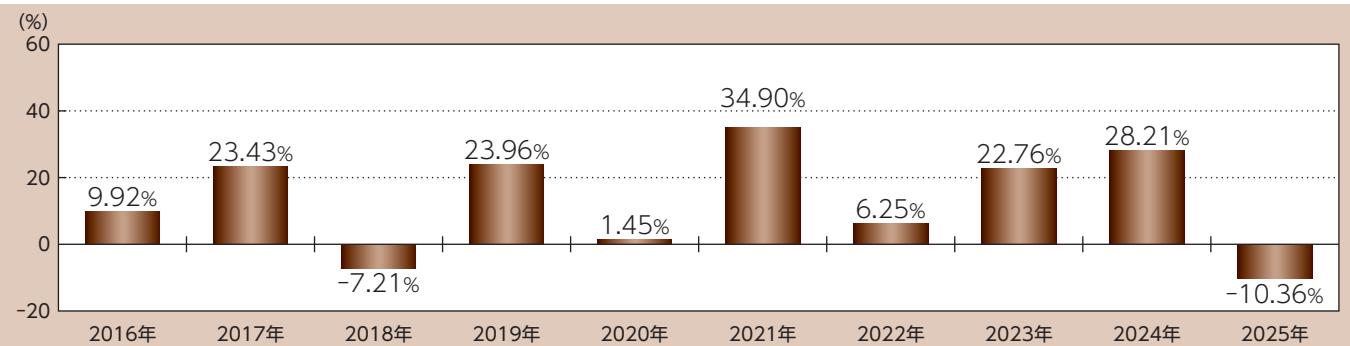
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

| 銘柄名                     | 国／地域 | 種類 | 業種                  | 実質投資比率 |
|-------------------------|------|----|---------------------|--------|
| GOLDMAN SACHS GROUP INC | アメリカ | 株式 | 金融サービス              | 8.6%   |
| MICROSOFT CORP          | アメリカ | 株式 | ソフトウェア・サービス         | 6.5%   |
| HOME DEPOT              | アメリカ | 株式 | 一般消費財・サービス流通・小売り    | 5.2%   |
| VISA INC-CLASS A SHARES | アメリカ | 株式 | 金融サービス              | 5.1%   |
| SHERWIN-WILLIAMS CO/THE | アメリカ | 株式 | 素材                  | 5.1%   |
| CATERPILLAR             | アメリカ | 株式 | 資本財                 | 5.0%   |
| MCDONALD'S CORP         | アメリカ | 株式 | 消費者サービス             | 4.4%   |
| UNITEDHEALTH GROUP INC  | アメリカ | 株式 | ヘルスケア機器・サービス        | 4.2%   |
| AMERICAN EXPRESS        | アメリカ | 株式 | 金融サービス              | 4.2%   |
| AMGEN                   | アメリカ | 株式 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライセンス | 4.0%   |

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2025年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。



# 手続・手数料等



## お申込みメモ

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。)  |
| 購入代金              | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。   |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 購入の申込期間           | 2025年7月19日から2026年1月21日までとします。<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。  |
| 購入・換金申込受付不可日      | 申込日当日が次の場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。<br>ニューヨーク証券取引所の休業日   |
| 換金制限              | ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行なうことがあります。  |
| 信託期間              | 無期限(2009年4月30日設定)   |
| 繰上償還              | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。<br>●受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合<br>●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合<br>●やむを得ない事情が発生した場合   |
| 決算日               | 毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日)です。   |
| 収益分配              | 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。<br>収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 信託金の限度額           | 1兆円   |
| 公告                | 日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書             | 毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。  |
| 課税関係              | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※上記は、2025年5月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。<br>なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。 |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3% (税抜3.0%) を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。   |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |  |  |  |
|--------------|--|--|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | 運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。<br>信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。<br><b>純資産総額に対して年率0.55% (税抜0.5%)</b> を乗じて得た額<br>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>支払先毎の配分は以下の通りです。  |  |  |
| その他の費用・手数料   | 有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。<br>・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料<br>・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等<br>・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 |  |  |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



## 〈税金〉

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金   |
|--------------|----------|--|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2025年5月30日現在のものです。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 0.57%     | 0.56%      | 0.01%     |

※対象期間は2024年4月23日～2025年4月21日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



ユニバーサルデザイン（UD）の  
考えに基づいた見やすいデザイン  
の文字を採用しています。